

## 賠償責任保険普通保険約款

### (責任の範囲)

第1条 当社は、被保険者が、他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物の滅失、き損もしくは汚損(以下「損壊」といいます。)について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。

### (損害の範囲および責任の限度)

第2条 当社がてん補すべき損害は、被保険者の被害者に対する賠償債務の弁済としての支出(弁済によって代位取得するものがあるときはその価額を控除したもの)および第12条(費用の支払)に規定する費用に限るものとします。

2 当社がてん補すべき金額は、第12条(費用の支払)第2項および第3項の費用を除き、保険証券に記載されたてん補限度額を限度とします。

3 当社は、1回の事故について、第12条(費用の支払)第2項および第3項の費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみをてん補します。

### (責任の始期および終期)

第3条 保険期間は、その初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

2 当社は、保険期間が始まった後であっても、当社所定の保険料領収前に生じた保険事故については、損害をてん補しません。

### (告知義務)

第4条 当社は、保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項中重要な事項について当社に知っている事実を告げず、または不実のことを告げたときは、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

2 前項の規定は、次の場合には適用しません。

(1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合

(2) 当社が、保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知り、または過失によってこれを知らなかった場合

(3) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、保険事故が生じる前に、保険契約申込書の記載事項中重要な事項につき、書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。当社は、更正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が更正すべき事実を当社に告げても当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 当社が前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日から保険契約を解除しないで30日を経過した場合

3 保険事故が生じた後に第1項の解除が行われた場合でも、当社は、損害をてん補しません。もし、すでに損害をてん補していたときは、当社は、その返還を請求することができます。この規定は、第19条(保険契約解除の効力)の規定とはかかわりありません。

#### **(免責)**

第5条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じる損害をてん補しません。

- (1) 保険契約者、被保険者の故意
- (2) 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、そうじょう、労働争議
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災

#### **(免責)**

第6条 当社は、特約を付帯した場合を除き、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- (1) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (2) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- (5) 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任

#### **(調査)**

第7条 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講ずるものとします。

2 当社は、保険期間中いつでも前項の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

#### **(変更の通知)**

第8条 保険契約締結後、保険契約申込書または保険証券に記載された事項に変更が生じたとき(この保険契約と重複する保険契約(名称のいかんを問いません。以下同様とします。)の締結を除きます。)は、保険契約者または被保険者は、変更の事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面でその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。ただし、その変更の事実がなくなった後はこの限りではありません。

2 前項の手続を怠った場合には、当社は、前項の変更の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から、当社が前項の承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた保険事故については、損害をてん補しません。ただし、変更の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなると当社が認めた場合はこの限りではありません。

#### **(重複保険の通知)**

第9条 保険契約締結後、この保険契約と重複する保険契約が締結されたときは、保険契約者または被保険者は、重複する保険契約の締結がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその締結の事実を知った後、遅滞なく、書面でその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。ただし、重複する保険契約がなくなった後はこの限りではありません。

2 前項の手続を怠った場合には、当会社は、重複する保険契約が締結された時または保険契約者もしくは被保険者がその締結の事実を知った時から、当会社が前項の承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた保険事故については、損害をてん補しません。

#### **(事故の発生)**

第10条 保険事故または保険事故の原因となるべき偶然な事故(本条において以下「事故」といいます。)が発生したことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、次の事項を履行しなければなりません。

(1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面で当会社に通知すること

(2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をすること、その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること

(3) あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置については、この限りではありません。

(4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするときまたは提起されたときは、直ちに当会社に通知すること

2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前項第1号または第4号の義務に違反したときは、当会社は、損害をてん補しません。

3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1項第2号の義務に違反したときは、当会社は、防止軽減することができたと認められる損害の額を控除しててん補額を決定します。

4 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1項第3号の義務に違反したときは、当会社は、当会社が損害賠償責任がないと認めた額を控除しててん補額を決定します。

#### **(保険事故処理の特則)**

第11条 当会社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

2 被保険者が、正当な理由がなくて前項の協力に応じないときは、当会社は、損害をてん補しません。

#### **(費用の支払)**

第12条 当会社は、保険契約者または被保険者が支出した次の費用を支払います。

(1) 第10条(事故の発生)第1項第2号の場合に要した必要または有益な費用

(2) 保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の防止軽減のために必要または有益と認められた手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他の緊急措置に要したものと支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得たもの

2 当会社は、損害賠償責任に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用の全額を支払います。ただし、本条に規定する費用を除く損害の額が保険証券に記載されたてん補限度額を超えるときは、当会社は、てん補限度額の前記損害額に対する割合によってこれを支払います。

3 当会社は、前条第1項の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用の全額を支払います。

#### (保険料の精算)

第13条 保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。

2 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間を限り、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

3 前2項の資料に基づいて算出された保険料(当会社の定める最低保険料に達しないときは最低保険料)とすでに領収した保険料との間に過不足があるときは、当会社は、その差額を追徴し、または返還します。

4 この約款において、賃金、入場者、領収金、売上高とは、それぞれ次の各号に定めるところによります。

##### (1) 賃金

保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称のいかんを問いません。

##### (2) 入場者

保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

##### (3) 領収金

保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。

##### (4) 売上高

保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

#### (保険契約の無効)

第14条 保険契約締結の当時、次の事実があったときは、この保険契約は無効とします。

(1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったとき

(2) 保険契約者または被保険者が、当会社の負担する保険事故がすでに生じ、またはその原因が発生していたことを知っていたとき

(3) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者またはその代理人が、その旨を保険契約申込書に記載しなかったとき

#### **(保険契約の解除)**

第 15 条 次の場合には、当社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(1) 被保険者が、正当な理由がなくて第 7 条(調査)第 2 項の請求に応じないとき

(2) 第 8 条(変更の通知)第 1 項の通知があった場合において危険が著しく増大したと当社が認めたとき

(3) 第 9 条(重複保険の通知)第 1 項の通知があったとき

(4) 保険金請求に関し、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人に詐欺の行為があったとき

2 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

3 第 1 項第 2 号または第 3 号に基づく当社の解除権は、その通知を受領した日から 30 日以内に行使しなければ消滅します。

#### **(保険料の追徴または返還一告知・通知事項の承認の場合)**

第 16 条 第 4 条(告知義務)第 2 項第 3 号または第 8 条(変更の通知)第 1 項の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、その定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求することができます。

2 前項の規定により保険料が追徴となる場合において、当社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた保険事故については、損害をてん補しません。

#### **(保険料の返還一契約の無効・失効の場合)**

第 17 条 当社は、保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によるこの保険契約の無効または失効の場合には、保険料を返還しません。

2 当社は、保険契約者、被保険者およびこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらないこの保険契約の無効の場合には保険料の全額を、失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。

3 前項の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約が、保険契約者、被保険者およびこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらずに失効した場合には、第 13 条(保険料の精算)第 3 項の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

#### **(保険料の返還一契約解除の場合)**

第 18 条 第 4 条(告知義務)第 1 項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、当社は、保険料を返還しません。

2 第 15 条(保険契約の解除)第 1 項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しません。

3 第 15 条(保険契約の解除)第 2 項の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除したときは、当社は、領収した保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を控除して、その残額を保険契約者に返還します。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しません。

4 前 2 項の規定にかかわらず、当社または保険契約者が、第 15 条(保険契約の解除)の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除したときは、第 13 条(保険料の精算)第 3 項の規定によって保険料を精算します。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しません。

#### **(保険契約解除の効力)**

第 19 条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### **(保険金の請求)**

第 20 条 被保険者が、この保険契約によって損害のてん補を受けようとするときは、損害が確定した日から 30 日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求書およびその損害を証明する書類を保険証券に添えて、当社に提出しなければなりません。

2 被保険者は、前項の書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

3 前 2 項の書類中に、故意に不実の記載をし、もしくは事実を隠したとき、または前 2 項の義務に違反したときは、当社は、損害をてん補しません。

#### **(保険金の支払)**

第 21 条 当社は、前条の請求を受けた日から 30 日以内に保険金を支払います。ただし、当社がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

#### **(保険金の分担)**

第 22 条 この保険契約と重複する保険契約が他にある場合において、それぞれの保険契約について、他の保険契約がないものとして算定したてん補責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、この保険契約によるてん補責任額の前記合計額に対する割合によって損害をてん補します。

#### **(仲裁)**

第 23 条 当社がてん補すべき金額の決定について、当社と被保険者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各 1 名ずつの評価人の判断に任せます。もし、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する 1 名の裁定人が、これを裁定するものとします。

2 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)については、半額ずつ負担するものとします。

**(代位)**

第 24 条 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合に、当社がその損害をてん補したときは、当社は、そのてん補した金額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

2 保険契約者または被保険者は、保険金を領収したときは、前項の権利を行使するために必要な一切の書類を、遅滞なく、当社に提出しなければなりません。

**(準拠法)**

第 25 条 この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

**別表 短期料率表**

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
1年まで	100%

## 請負業者特別約款

### 請負業者特別約款

#### (当会社のでん補責任)

第1条 当社がでん補すべき賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(責任の範囲)の損害は、被保険者(保険証券記載の被保険者が行う仕事に従事している間に限り、そのすべての下請負人を含みます。以下同様とします。)による保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)の遂行に起因する損害または仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設(以下「施設」といいます。)に起因する損害に限ります。

#### (免責)

第2条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害をでん補しません。

(1) 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事故

- ① 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
- ② 土地の軟弱化または土砂の流出入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物または土地の損壊
- ③ 地下水の増減

(2) 施設の屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊

#### (免責)

第3条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をでん補しません。

- (1) 他の被保険者またはその使用人の身体の障害に起因する賠償責任
- (2) 航空機または自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (3) 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する賠償責任
- (4) 仕事の終了(仕事の目的物の引渡を要するときは引渡をもって仕事の終了とします。)または放棄の後に、仕事の結果(仕事を行った場所に被保険者が放置または遺棄した機械、装置または資材は、仕事の結果に該当しないものとみなします。)に起因して負担する賠償責任
- (5) じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- (6) 飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散または拡散に起因する賠償責任。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒による場合はこの限りではありません。

#### (被保険者が所有、使用または管理する財物の範囲)

第4条 普通保険約款第6条(免責)第2号に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは次に掲げるものをいいます。

- (1) 被保険者が所有する財物(所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。)

- (2) 被保険者が占有または使用している財物
- (3) 被保険者が直接作業を加えている財物(当該作業の対象となっている部分をいいます。)
- (4) 被保険者が他人から借りている財物(リース契約により被保険者が占有する財物を含みます。)
- (5) 被保険者が保管施設において保管するために預かっている財物
- (6) 仕事の遂行のために他人から支給された資材および設置工事の目的物

#### **(作業場内工作車危険)**

第5条 当社は、被保険者が、仕事の遂行のために作業場内工作車を作業場内および施設内において所有、使用または管理している場合に限り、当該作業場内工作車を第3条(免責)第2号にいう自動車に該当しないものとみなします。

2. 普通保険約款第22条(保険金の分担)の規定にかかわらず、作業場内工作車の所有、使用または管理に起因して当社がてん補すべき損害が発生した場合において、当該作業場内工作車につき自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約(責任共済契約を含みます。以下「自賠責保険契約」といいます。)を締結すべきとき、もしくは締結しているとき、または自動車保険契約を締結しているときは、その損害の額が当該自賠責保険契約または自動車保険契約によりてん補されるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみをてん補します。

3. 作業場内工作車の所有、使用または管理に起因して当社がてん補すべき損害が発生した場合には、当社は、前項に規定された自賠責保険契約もしくは自動車保険契約によりてん補されるべき金額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第2条(損害の範囲および責任の限度)第3項の規定を適用します。

#### **(保険期間と保険責任との関係および保険期間の延長)**

第6条 当社は、仕事の遂行または施設による他人の身体の障害または財物の損壊(以下あわせて「事故」といいます。)が保険証券記載の保険期間中に発生した場合に限り、損害をてん補します。

2. 保険期間を特定の1工事の施工期間に合わせて設定した場合であって当該工事に係る仕事が保険期間内に終了しないときは、保険契約者または被保険者は、仕事が終了しない理由および終了予定日を遅滞なく書面で当社に通知するものとし、保険期間は、仕事の終了または放棄の時まで自動的に延長されるものとします。ただし、正当な理由なくその通知が行われずもしくは遅滞したとき、または当社が別段の意思表示をしたときは、この限りではありません。

#### **(1事故の定義)**

第7条 てん補限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因から保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、1事故とみなします。

2. 同一の原因から保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

#### **(用語の定義)**

第8条 この特別約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 作業場

仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。

## (2) 作業場内工作車

作業場内において被保険者が所有、使用または管理する次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、ダンプカーを含みません。

- ① ブルドーザー、アンクルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー(キャリオール)、ロードローラー、除雪用スノーブラウ等排土または整地機械として使用する工作車
- ② エクスカベータ(パワーショベル)、ドラグライン、クラムシェル、バックホー(ドラグショベル)、ショベルカー、スクープモービル、ロッカーショベル、パケットローダー、ショベルローダー、パイルドライバー、アースオーガ、アースドリル等万能掘削機械として使用する工作車
- ③ トラッククレーン、クレーントラック、ホイールクレーン、クレーンカー等揚重専用機械として使用する工作車
- ④ トラクターショベル、スイングローダー、モートルローダー、エクスカベータローダ、フォークリフト、ストラドルキャリア等積込機械として使用する工作車
- ⑤ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベアー、発電機自動車、コンクリートポンプ、ワゴンドリル
- ⑥ ①から⑤に掲げる車両をけん引するトラクター、整地用または農耕用トラクター
- ⑦ マカダムロードローラー、タンデムローラー、タイヤローラー、アスファルトフィニッシャー等の道路建設用または補修用機械として使用する工作車
- ⑧ コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車

### (普通保険約款との関係)

第9条 この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

## 生産物特別約款

### 生産物特別約款

#### (当会社のでん補責任)

第1条 当社がでん補すべき賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(責任の範囲)の損害は、被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます。)に起因する損害、または被保険者が行った保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)の結果に起因して仕事の終了(仕事の目的物の引渡を要するときは引渡をもって仕事の終了とします。)または放棄の後に生じた損害に限ります。

#### (免責)

第2条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をでん補しません。

- (1) 生産物または仕事のかしに起因する当該生産物または仕事の目的物の損壊自体(生産物または仕事の目的物の一部のかしによる当該生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。)の賠償責任(当該生産物または仕事の目的物の使用不能または修補に起因する賠償責任を含みません。)
- (2) 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- (3) 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する賠償責任
- (4) 生産物を原材料もしくは部品(添加物および資材を含みます。)または容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物(以下「完成品」といいます。)の損壊自体の賠償責任(完成品の使用不能または修補に起因する賠償責任を含みます。)
- (5) 生産物もしくは完成品またはこれらを制御装置として使用した機械・工具により製造または加工された財物の損壊自体の賠償責任(当該財物の使用不能または修補に起因する賠償責任を含みます。)
- (6) 被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。)または虚偽の表示に起因する賠償責任

2. 当社は、直接であると間接であるとを問わず、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟に係る一切の損害をでん補しません。

#### (保険期間と保険責任との関係)

第3条 当社は、生産物または仕事の結果による他人の身体の障害または財物の損壊(以下あわせて「事故」といいます。)が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、損害をでん補します。

#### (回収措置等の実施義務)

第4条 被保険者は、事故の発生またはそのおそれを知ったときは、事故の拡大または発生(同種の事故の発生を含みます。以下同様とします。)を防止するため、遅滞なく、生産物もしくは仕事の目的物ま

たはこれらが一部をなすその他の財物(完成品を含みます。本条において以下あわせて「生産物等」といいます。)について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置(以下「回収措置等」といいます。)を講じなければなりません。

2. 当社は、次の損害をてん補しません。

(1) 被保険者が、正当な理由なく前項の義務に違反したときは、被保険者が事故の発生またはそのおそれを知った(知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)最初の日以降に同一の原因から発生した事故による損害

(2) 生産物等またはそれにより製造または加工された財物につき、被保険者その他の者が事故の拡大または発生を防止するために回収措置等を講じたときは、被保険者が支出したと否とを問わず、当該措置を講じるために要した費用を負担したことによる損害

#### **(1事故の定義)**

第5条 てん補限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因から保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、1事故とみなします。

2. 同一の原因から保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

#### **(普通保険約款との関係)**

第6条 この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。